8　第三項又は第四項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9　第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

10　第三項又は第四項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11　協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第四項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

12　協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

13　指定保安検査機関が第十一項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第八十一条の二　法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第六項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3　［略］

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十二条の五　特定認定完成検査実施事業者は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　特定認定保安検査実施事業者は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

第九十二条の七　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（電磁的方法による保存）

第八十一条の二　法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第六項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3　［略］

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十二条の五　認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

第九十二条の七　［略］